

第4章 個別施策の展開

基本目標 1 子育て家庭を支援するまち

基本施策 1 - 1 子どもと親の健康づくりの推進

子どもと親の健康

近年、社会的な環境の変化により晩婚化が進み、婚姻や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもと家族の健康確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携が必要です。

特に、近年の核家族化や都市化の進行による、親の育児不安や子育てに伴う負担感の増大などへの対応が重要です。

母子においては、妊娠期、出産期、新生児期や乳幼児期を通じて健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

また、安全な出産ができ、よい子育てにつながるよう、出産準備教育や相談体制の充実が求められています。

思春期保健対策

思春期は、身体的・精神的に成長・発育していく重要な時期です。しかし子どもたちを取り巻く家庭・社会環境が大きく変化しているため、さまざまな問題に遭遇し、その問題にのみ込まれてしまうことがおこる時期でもあります。

近年では性における早熟化の傾向が進んでいるため、人工妊娠中絶や性感染症のまん延などが懸念されており、適切な性に関する教育や指導の充実が求められています。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題への専門的な相談体制などの充実及び支援が必要です。

小児医療体制

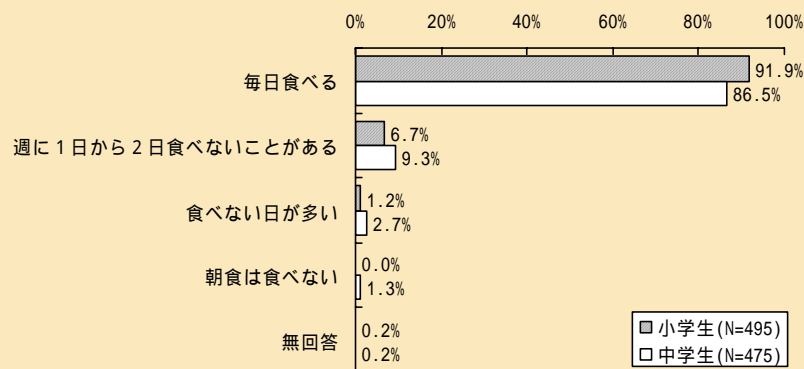
少子化が進行する中で、次代の社会を担う子どもを守り育て、また保護者の子育てにおける安心の確保を図る点から、小児医療体制の整備が求められています。特に、小児を専門とする救急や休日・夜間における医療体制を整備し、子育て家庭が安心できる環境をつくる必要があります。

各家庭においては、信頼して気軽に診てもらえるかかりつけ医を持つことが必要とされています。

食育

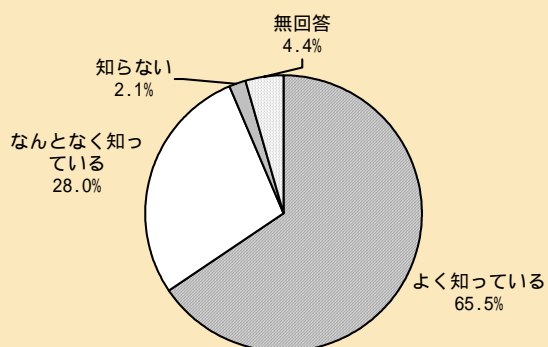
子どもたちにとって毎日の食事は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体の育成の基礎となることから、子どもの頃からの食育の推進が重要です。

朝食の摂取状況（日高市小・中学生アンケート調査より）



朝食は、ほとんどの児童・生徒が毎日食べています。

薬物の危険性の認識（日高市中学生アンケート調査より）



薬物の危険性については6割を超える生徒が十分に認識しているとの結果となりましたが、3割弱の生徒はなんとなく知っているにとどまっています。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

小児医療体制について

市内には小児科や産婦人科が少なく、出産・子育てに不安がある。

1-1-(1) 健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	離乳食講習会の実施	4か月児健康診査、10か月児保育相談にて栄養相談及び離乳食の試食を行います。	保健相談センター
2	健康診査事業の実施	特定健康診査の対象外となる18歳から39歳の女性に対し、生活習慣病予防対策の一環として、疾患あるいはリスクの早期発見を図ります。	保健相談センター
3	健康まつりの充実	疾病予防、健康体力づくり支援の場として、各年代に応じた食生活や運動のあり方などを啓発する場としてイベントを開催します。 また、親子でも参加できる体験型の内容を充実します。	保健相談センター
4	子どもの健康づくりの推進	子どもの頃から生活習慣病を予防するため、学校や公民館などと連携を図り、乳幼児期から思春期までを対象とした健康づくりを推進します。	保健相談センター

1-1-(2) すこやか親子支援事業の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
5	母子健康手帳の交付	妊産婦、乳幼児の健康状態を記録し、各種保健・育児に関する情報を提供できる手帳を交付します。	保健相談センター
6	妊婦健康診査受診票の交付	健やかな妊娠期を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査受診票を交付し、受診を促します。	保健相談センター
7	パパ・ママ教室（両親学級）の開催	妊婦と夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、子育ての仲間づくりの場となるよう、参加しやすく、交流しやすい教室を開催します。	保健相談センター
8	健康相談の充実	妊産婦や乳幼児を対象に、健康の保持・増進を支援するため、身体の計測や栄養、保育の相談内容を充実します。	保健相談センター
9	10か月児保育相談の充実	心身の成長・発達の著しい乳幼児期の節目にある10か月児を対象に、身体の計測や栄養、保育の相談及び歯科に関する講話・相談などを行います。また、相談等の待ち時間を利用した、ボランティアの協力による「絵本をとおした親子のふれあい」の推進などを例に、育児不安を軽減する事業を実施します。	保健相談センター
10	乳幼児健康診査の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、身体の計測や診察、検査、栄養・保育相談などを行います。また、疾病や心身の発達の遅れを早期に発見し、治療や相談につながるよう適切な情報を提供します。	保健相談センター
11	妊産婦・新生児・乳幼児への訪問による相談及び支援の充実	妊産婦と新生児、乳幼児の中で、希望者や訪問による相談が必要と思われる人を対象に、安全な妊娠や出産、育児不安の軽減を図るため、保健師の訪問による支援を行います。 また、出産後の母の精神面を支援するための内容を充実します。	保健相談センター
12	育児学級（すくすく教室、赤ちゃんサロン、わくわく広場）の開催	3～4か月児や1歳未満児、1歳児など該当する乳幼児と保護者を対象に、身体の計測や乳幼児の育児講話や親子遊びの体験、親同士の交流などを行います。	保健相談センター
13	予防接種の実施	乳幼児や児童、生徒を対象に、感染症の発生やまん延を未然に防ぐため、各種定期予防接種を行います。	保健相談センター
14	健診未受診者等への訪問や電話による相談及び支援の充実	健診の未受診者を対象に、訪問や電話による相談及び支援内容を充実します。	保健相談センター

No.	事業名	事業内容	担当課
15	乳幼児の歯科保健の充実	1歳6か月児や3歳児健康診査受診者を対象に、歯科検診及び歯みがき指導を行います。 また、10か月児保育相談来所者に対して、歯科衛生士による歯科保健の講話や相談を行います。 さらに、2歳児の歯とおやつの教室を実施し、歯科衛生士によるむし歯予防の話・口腔内テスト・歯みがき指導を行います。	保健相談センター
16	助産施設入所措置の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦を対象に、助産施設入所の措置を行います。	子ども福祉課

1 - 1 - (3) 思春期保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
17	思春期における喫煙や薬物等に関する教育、心の問題への対応	未成年の喫煙・受動喫煙による健康への影響を防止するため、子どもとその親に対し、喫煙防止教育を実施します。 また、性の問題や生活習慣が健康に及ぼす影響についても教育します。	学校教育課
18	いじめ等の問題に関する相談援助の推進	教育相談室において電話や面接相談を実施します。 また、教職員に対しては、相談援助技術を向上するため、研修会を実施します。	学校教育課
19	思春期相談の充実	教育相談室において電話や面接相談を実施します。 精神保健分野での相談については、精神保健福祉士・保健師・嘱託精神科医による相談を充実します。	保健相談センター 学校教育課

1 - 1 - (4) 小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
20	小児救急医療体制の整備	診療を確保するために、休祝日・夜間診療所等に対し、運営負担金を交付し体制を整備します。	保健相談センター

1 - 1 - (5) 食育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
21	地域における食育の推進	小・中学生に健全な食習慣を普及するため、食生活改善推進員の協力による料理講習会等を行います。	保健相談センター
22	保育所(園)、学校等における食育の推進	子どもの頃からの健康な体づくりを支援するため、食を営む力を養う「食育」を推進します。 また、地域の食文化を体験できるように、地元農畜産物や郷土料理について給食を通じて広めていきます。	子ども福祉課 学校教育課

基本施策 1 - 2 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービス

核家族化の進行に伴う家族形態の変化や地域のつながりの希薄化が進む中で、身近な地域に悩みの相談や情報交換ができる相手がいないなど、子育てへの不安感や負担感が増大しています。

このため、親同士の交流の場や、子育て情報の発信・共有、市民同士の連携の強化、地域における子育てを支援する仕組みづくりを充実させ、孤独な子育てをなくしていくことが重要です。

保育サービスの充実

近年では、就労を伴わない一時的な保育の需要が増加しています。このような多様化する保育の需要に対応するためには、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。

子育て支援のネットワークづくり

さまざまな子育て支援サービスが展開されているなかで、利用する側である親にとっては、どこに相談してよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握しにくくなっています。

子育て家庭に対して、各種の子育て支援サービス等を効果的に情報を提供できるように、子育て支援サービス・保育サービス等のネットワークづくりが必要です。

児童の健全育成

少子化や核家族化が進行し、子どもの遊びの内容や遊び場が変わってきています。また、親世代においても地域とのつながりが希薄化し、孤立する環境の中で子育てに悩む親も増えています。

このことは、子どもたちにとって、遊びを通じての仲間関係の形成や、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において親子のふれあいの機会や子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場の提供が必要です。

1-2-(1) 地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
23	子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）	中学校までの子どもを持つ家庭及び妊娠中の人がある家庭に優待カードを配布し、協賛店舗を利用する際に、優待カードを提示することにより特典を受けられる旨の周知、及び協賛店の募集を行います。	子ども福祉課
24	家庭児童相談室の充実	18歳未満の子ども及び保護者を対象に、さまざまな問題の解決を図るため、電話や面接による相談および訪問を行います。 また、利用を促進するため、相談室の周知に努めるなど事業を充実します。	子ども福祉課
25	地域子育て支援センターの充実	子育て中の保護者や子育てサークルなどを対象に、情報提供や相談、支援を行うため、地域子育て支援センターの充実を図ります。	子ども福祉課
26	健康づくりボランティア団体による支援活動の推進	市民の主体的活動として、食生活や運動面から子育て家庭の健康づくりを支援する、食生活改善推進員及び運動普及推進員などボランティア団体による支援活動を推進します。	保健相談センター
27	子育てボランティアの育成及び支援	遊びや子育て情報の提供、子育てに関する相談、各種講座開催時の託児など多様な支援のできる、子育てボランティアや子育て応援隊を育成します。 また、学校の余裕教室などを活用した活動拠点の整備を検討するなど活動を支援します。	子ども福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会)
28	ボランティアセンター登録者への支援	研修や派遣調整、活動に関する情報を提供するなど支援します。 また、会員を増やすため、ボランティアセンターへの登録を促進します。	(社会福祉協議会)
29	図書館ボランティアの育成及び活動の促進	絵本を通じた親子のふれあいや、子どもの自主的な読書活動を支援するため、図書館を中心に活動する図書館ボランティアを育成します。 また、活動機会を提供するなど活動を促進します。	図書館
30	保育士による子育て出前講座の実施	子育てサークルなどを対象に、保育士の専門知識を生かし、親子の関わりや遊びなどを保護者に伝える、出前講座を行います。	子ども福祉課
31	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談活動の支援	地域の視点から子どもの成長や子育てを支援するため、民生委員・児童委員、主任児童委員による相談活動を支援します。	子ども福祉課

注：表中、括弧書きの担当課は、市の組織外であるが、地域福祉を推進する団体であるため、括弧書きで掲載している。以降、同様。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

保育サービスについて

理由を問わず、子どもを預けられる場所がほしい。

一時的に子どもを預けられれば、息抜きができて、またがんばって子育てしようと思える。

子育ての情報について

市のHPの情報をもっと充実してほしい。

子育て支援サービスがこんなにたくさんあるとは知らなかった。

子育て支援サービスについてのパンフレットなどを配布してほしい。

広報を活用して情報を発信してほしい。

1-2-(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
32	一時的保育の充実	保護者が疾病や出産、通院、冠婚葬祭またはリフレッシュなどを理由に保育ができない就学前児童を対象に、保育所(園)において一時的に保育します。 また、多様な保育ニーズに応えられるよう内容を充実します。	子ども福祉課
33	ファミリー・サポート・センターの設置	保育所(園)への送迎や一時的な預かりなどを有償で行う、育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる育児の助け合い会員組織の設置を検討します。	子ども福祉課

1-2-(3) 子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	担当課
34	子育て情報誌の配布	子育ての孤立化を 방지、子育てに目を向けた地域社会の構築をめざして、子育て中の人の協力を得て作成した、子育て情報誌「楽育遊(らいくゆう)」Vol.2 を配布します。	(社会福祉協議会)
35	子育て情報誌発行への支援	ひだか子育てネットワークの母親有志が編集した子育て情報誌を印刷し、センターの窓口配置するなど子育て情報誌の発行を支援します。 また、情報誌に健康情報を提供します。	保健相談センター
36	各種パンフレットの作成及び配置	子育てに関する情報についてのパンフレットを作成します。 また、独自に作成したもの以外にも、関係機関が作成した各種パンフレットを公的機関や保育園、幼稚園、医療機関等の窓口配置するなど情報提供に努めます。	子ども福祉課
37	市の広報やホームページの活用	市民に広く子育て情報が行き届くよう、市の広報紙やホームページを活用します。	子ども福祉課
38	子育て支援総合コーディネーターの配置検討	多様な子育て支援情報を総合的に把握し、保護者への情報提供や利用援助、さらには、子育てサークルなどのネットワーク化を行う人材の配置を検討します。	子ども福祉課

1-2-(4) 児童の健全育成

No.	事業名	事業内容	担当課
39	保育所(園)における園庭開放の充実	乳幼児と保護者を対象に、入所児童や地域の子どもたちが一緒に遊ぶとともに、保育士が保護者の相談に応じ、保護者同士が交流できるよう、園庭を開放し、内容を充実します。	子ども福祉課
40	児童ふれあいセンター・高根児童室の充実	乳幼児と保護者、小学生を対象に、子どもたちが安全に遊び、交流することができる場を提供します。 また、指導員による遊びの提供や子育て相談ができる場としての機能を充実します。	子ども福祉課
41	子育ての仲間づくりへの支援	乳幼児と保護者を対象に、育児学級などの機会の中で、仲間づくりを促進します。	保健相談センター
42	子育てサークルなどへの公共施設の開放	乳幼児と保護者、子育てを終えた人たちなどで組織された、市民団体として登録している子育てサークルを対象に、交流や情報交換が行える場として公共施設を開放します。	関係各課
43	保育所における交流事業の実施	保育所において、保育所入所児の家族や地域住民を対象に、楽しみながら交流できる季節の行事を行います。	子ども福祉課
44	社会教育関係団体への支援	小・中学校PTAや子ども会育成連絡協議会などを対象に、活発な活動を促すため、補助金の交付や情報提供を行います。	生涯学習課

基本施策 1 - 3 子育てにかかる経済的負担への支援

子育ての経済的負担

少子化の大きな要因のひとつとして、子育てにかかる経済的負担が大きいことがあげられます。

安心して子育てができる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが必要です。

今後も保育料の負担軽減や医療費の助成、子ども手当などの制度の周知に努め、充実を図っていくことが重要です。

1 - 3 - (1) 保育料などの負担軽減

No.	事業名	事業内容	担当課
45	私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施	幼稚園就園を奨励するため、就園にかかる保護者が負担すべき入園料・保育料の一部を補助します。	子ども福祉課
46	保育所(園)保育料の軽減	保育所(園)へ2人以上同時に入所させている保護者に対し、保育料を軽減します。	子ども福祉課
47	児童・生徒就学援助費及び奨励費補助事業の実施	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品・給食費などの一部を補助します。	学校教育課
48	入学準備金融融資制度の実施	高等学校等に進学を希望する者の保護者で、資金調達が困難な方を対象に、入学準備金を融資します。	教育総務課

1 - 3 - (2) 医療費の助成

No.	事業名	事業内容	担当課
49	子ども医療費支給事業の充実	通院は小学校就学前まで、入院は中学校修了までの子どもの保護者を対象に、医療費の一部を支給します。 また、指定医療機関等における現物給付を継続します。	子ども福祉課
50	要保護・準要保護家庭医療費援助事業の実施	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者を対象に、医療費を援助します。	学校教育課

1 - 3 - (3) 子ども手当の支給

No.	事業名	事業内容	担当課
51	子ども手当の支給	中学生までの子どもの保護者を対象に、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子ども手当を支給するとともに、制度の普及に努めます。	子ども福祉課

基本目標 2 子育ても仕事も充実するまち

基本施策 2 - 1 子育てと仕事の両立の推進

多様な保育サービスの提供及びサービスの質の評価と向上

子育てと仕事の両立のためには、子育てをしている親が安心して働くことができるように、多様な保育サービスの提供体制の整備が必要です。

また、利用者が安心して利用できる環境を整備するためには、サービスの質を評価し、向上させることが重要です。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

保育サービスについて

病児・病後児保育を実施してほしい。

保育時間の拡大と、土日の利用を可能にしてほしい。

フルタイムでない就労形態の人でも保育園を利用できるようにしてほしい。

2 - 1 - (1) 多様な保育サービスの提供

No.	事業名	事業内容	担当課
52	通常保育事業の実施	保護者の労働または疾病等により、家庭において保育をすることができない乳幼児を対象に、保育所（園）で保育します。	子ども福祉課
53	延長保育事業の実施	民間保育園に通園する乳幼児の保護者を対象に、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育します。	子ども福祉課
54	夜間保育事業の実施	保護者が夜間に勤務する場合に、保育所（園）で保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
55	トワイライトステイ（子育て短期支援事業）の実施	保護者が労働等により夜間や休日に家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設で夜間や休日に預かります。	子ども福祉課
56	休日保育事業の実施	保護者が休・祝日に勤務する場合に、保育所（園）で保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
57	学童保育室における保育の実施	保護者の労働または疾病等により、放課後の家庭が常時留守になっている小学生を対象に、学童保育室で保育します。 また、学校の余裕教室などを活用した施設整備を充実します。	子ども福祉課
58	病児・病後児保育事業	保護者の労働または疾病等により、疾病及び疾病回復期にある児童を保育できない場合に、保育所（園）で保育士または看護師が保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
59	ショートステイ（子育て短期支援事業）の実施	保護者の労働または疾病等により、家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設で一時的に短期間預かります。	子ども福祉課

No.	事業名	事業内容	担当課
60	特定保育事業の実施	保護者がパートタイム就労などにより、週2～3日程度や短時間に、家庭において保育することができない乳幼児を対象に、保育所(園)で保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
61	家庭保育室における保育の実施	3歳児未満の乳幼児を対象に、保護者が労働により保育できない場合に、少人数の乳幼児を家庭的な雰囲気の中で保育します。	子ども福祉課
62	サービス提供体制の整備	待機児童の解消を目指し、保育サービスの提供体制を整備します。	子ども福祉課
63	家庭的保育事業の実施	保育者が、地域や保育所と連携しながら、居宅において少人数の保育を行う事業の実施を検討します。	子ども福祉課
64	幼稚園の預かり保育事業の推進	夏休み等の長期休暇期間に、預かり保育を実施している幼稚園に補助金を交付します。	子ども福祉課

2 - 1 - (2) サービスの質の評価と向上

No.	事業名	事業内容	担当課
65	福祉サービスに関する第三者評価事業の実施	保育など福祉サービスに関する第三者評価事業の普及・啓発に努め、事業の実施を検討します。	子ども福祉課



基本施策 2 - 2 仕事と生活の調和の推進

仕事と生活の調和の推進

仕事と家庭の両立については、男女を問わず推進していくことが重要です。父親に対しても子育ての喜びを実感したり、子育ての責任を認識しながら、積極的な子育て参加を促進していくことが求められています。

そのためには、仕事と生活のバランスがとれるように働き方の見直しをして、育児休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備や、男女がともに健全な生活を築くための啓発が必要です。

2 - 2 - (1) 男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
66	「日高市男女共同参画プラン」の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共同して家事や育児に参画できるよう、市民や事業所、団体を対象に講座を実施するなど「日高市男女共同参画プラン」を推進します。	企画課

2 - 2 - (2) 父親の育児への参加促進

No.	事業名	事業内容	担当課
67	父子手帳の配布	「パパ・ママ教室」に参加した夫や、教室に参加した妊婦を通じてその夫に、夫婦で出産・育児に取り組むきっかけづくりとなるよう、父子手帳を配布します。	保健相談センター
68	父親を対象とした子育て教室の開催	父親を対象に、男性が育児休暇を取得した事例紹介などの講演会や、父親同士が出会い、悩みを共感し、交流する教室の開催を検討します。	子ども福祉課

2 - 2 - (3) 企業の理解促進

No.	事業名	事業内容	担当課
69	ワーク・ライフ・バランスの啓発及び情報の提供	仕事と生活の調和の実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識の啓発を図るとともに、広報等を活用した情報提供を行います。	産業振興課
70	各種制度のPR	市内の事業所を対象に、市の広報紙や商工会会報等を活用し、父親の育児休暇や子ども看護休暇制度が盛り込まれた育児・介護休業法などの各種制度をPRします。	産業振興課

2 - 2 - (4) 就職支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
71	内職相談の充実	子育てや介護などの理由により働きに出られない内職希望者に対し、求職の受付や相談、あっせんを行います。 また、就業相談を含めた相談事業を検討します。	産業振興課
72	ハローワークからの求人情報の提供	毎週発行される「ハローワーク飯能求人情報」を市ホームページや庁舎1階ロビーに掲示します。	産業振興課

基本目標 3 子どもが安心して暮らせるまち

基本施策 3 - 1 子どもの安全の確保

子どもの交通安全

子どもを交通事故から守るため、警察や学校、また関係団体や地域等が連携した協力体制のもとに、総合的な交通事故の防止に努めた取り組みが必要です。

防犯活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、子どもを対象とする犯罪の取り締まりや通学路等のパトロール、犯罪等に関する迅速な情報提供や情報交換等が必要です。

被害に遭った子どもの保護

犯罪や、いじめ、児童虐待等により被害を受けてしまった子どもに対して、再発防止に向けた地域の見守りをはじめ、子どもや保護者に対する相談援助など心のケアが求められています。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

地域の防犯体制について

冬季は暗くなるのが早いので、パトロールを強化してほしい。

通学路等の街灯を増やしてほしい。

不審者対策など情報の提供や警察との連携を強化してほしい。

3 - 1 - (1) 子どもの交通安全の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
73	交通安全指導及び教室の実施	小・中学校の登下校時において、交通安全指導を行います。 また、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、子ども会などを対象に、交通安全教室を開催し、交通安全の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。	安心安全課
74	交通安全推進団体への支援	家庭、地域からの交通安全を推進するため、日高市交通安全母の会に対し、活動費を補助するなど支援します。 また、会員の拡大を図るため、母の会だよりの発行など活動のPRに努めます。	安心安全課

3 - 1 - (2) 防犯活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
75	あんしんまちづくり学校パトロール隊事業の実施	小・中学生が犯罪被害にあわないよう、学校と地域等が一体となって防犯活動に取り組みます。 また、小・中学生の健全育成を図るため、全学校において、教職員やPTA、地域住民などのボランティアによるパトロールを行います。	学校教育課
76	防犯に関する情報提供	警察からの防犯情報を関係機関が連携して、児童や保護者等へ提供し、防犯意識を注意喚起します。	安心安全課 子ども福祉課 学校教育課

3 - 1 - (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
77	被害児童に対する支援活動の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し立ち直りを支援するため、相談業務に携わる職員等の相談援助技能の向上を図り、児童や保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援活動を実施します。	学校教育課 子ども福祉課 保健相談センター
78	DVや児童虐待への対応、相談窓口の普及	DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、一時保護、相談援助等を関係機関と連携し対応します。 また、相談窓口の情報提供に努めます。	企画課 子ども福祉課

基本施策3 - 2 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅や良好な居住環境

健康や生活の基盤となる住宅は、子どもを育てていくうえでは重要な要素のひとつとなります。子育て家庭の居住の安定につながるために、良質な住宅情報の提供が必要です。

安全な道路交通環境

すべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

また、通学路においては、事故の危険性を少なくするため、歩道の整備など、安全で安心な歩行空間の確保が必要です。

安心して外出できる環境

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方による子育て環境整備が必要です。

3 - 2 - (1) 良質な住宅及び居住環境の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
79	良質な住宅確保のための情報の提供	市営・県営住宅等に関する情報を提供します。また、県営住宅の入居選考に関しては、県条例で18歳未満の児童が3人以上いる世帯に優先的取扱いを実施している情報を提供します。	建築指導課

3 - 2 - (2) 安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
80	交通安全施設の整備	すべての人が安心して歩ける道路環境をつくるため、交通安全施設の設置及び維持管理を行います。	安心安全課
81	歩道等の整備	すべての人が安全に安心して通行できるよう、段差のない幅の広い歩道の整備を進めます。	建設課

3 - 2 - (3) 安心して外出できる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
82	図書館、生涯学習センター、公民館、総合福祉センター、文化体育館、総合公園など公共施設の施設整備	乳幼児と保護者などが、安全で楽しく活動できるように、授乳やオムツ交換ができるスペースを設置するなど、公共施設の施設整備に努めます。また、利用者の要望に対し、柔軟に対応できるように努めます。	介護福祉課 教育総務課 生涯学習課 公民館 図書館
83	学校施設修繕事業の実施	小・中学生の安全確保と施設維持のため、各小・中学校の施設の修繕及び改修工事を行います。	教育総務課

基本施策3 - 3 要保護児童への対応

児童虐待防止対策

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待防止に向けた発生予防から早期発見・早期対応、さらには保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。

このために、子育て中の親の精神的な負担の軽減体制の確立や、児童虐待の発生が疑われる場合には、福祉関係者のみではなく、保健、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で、相互に情報を共有し、敏速かつ具体的な対策が行える支援体制の整備が重要です。

ひとり親等の自立支援

ひとり親家庭が増加しているなかで、ひとり親家庭等における児童の健全な育成を図るためには、子育て・生活支援策、就業支援策及び経済的支援策についての支援が必要です。

障がい児施策

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活を送ることができるように、保健、医療、福祉、教育等の連携により、子どもの発達段階に合わせた適切な医療及び医学的な支援、教育における支援及び経済対策支援の充実が求められています。

また、障がいの有無に関わらず共に生活できる環境づくりが大切であり、そのためには、相談体制の充実や、保育所（園）、幼稚園、学校での受け入れの推進等、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要です。

3 - 3 - (1) 児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
84	乳児家庭全戸訪問事業の実施	すべての乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、地域の中で健やかに育成できる環境整備を図り、子育ての孤立化を防ぐ事業の実施を検討します。	子ども福祉課 保健相談センター
85	養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要と思われる家庭を対象に、家庭訪問による支援を行い、家庭の中での適切な養育の実施を確保する事業の実施を検討します。	子ども福祉課 保健相談センター
86	要保護児童対策地域協議会の開催	福祉や保健、医療、教育、警察などの関係機関が相互に連携し、児童虐待の発生予防や早期発見・対応を図るために、会議を開催します。	子ども福祉課
87	児童虐待相談体制の充実	通告者や被害者、当事者が虐待に関する相談をできるよう、家庭児童相談室や福祉関係機関等の周知に努めるなど事業を充実します。 また、職員等に対し、虐待防止に関する研修を行います。	子ども福祉課
88	人権教育推進事業の実施	子どもの人権を無視した児童虐待の発生を予防し、早期に発見できる地域社会をつくるために、すべての大人が児童虐待に対する認識を深めるための講演会などを行います。	生涯学習課
89	「児童の権利に関する条約」の普及啓発	子どもの権利擁護を推進するため、広報紙等を活用し、条約の普及啓発に努めます。 また、子ども自身が条約を理解できる企画を検討します。	子ども福祉課

3 - 3 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
90	母子家庭自立支援教育訓練給付金の給付	母子家庭の母が適職に就くために必要な資格や技能を身に付けるため、市が指定する教育訓練講座を受講する場合に、その費用の一部を助成します。	子ども福祉課
91	母子家庭高等技能訓練促進費等の給付	母子家庭の母が看護師などの就職に有利な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間について手当を給付します。 また、養成過程の修了後に一時金を給付します。	子ども福祉課
92	児童扶養手当の支給	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母親または父親もしくは養育者に対し、生活の安定と自立の促進を図るため、手当を支給します。	子ども福祉課
93	ひとり親家庭等医療費支給事業の実施	ひとり親家庭の児童と母親または父親、及び両親のいない児童と養育者が、安心して医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課
94	母子生活支援施設入所措置事業の実施	さまざまな問題によって、児童の養育が困難な母子をととも施設に入所させ、保護します。 また、生活や住宅、教育等さまざまな問題について相談に応じ、自立を支援します。	子ども福祉課

3-3-(3) 障がい児施策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
95	障がい児への訪問による相談及び支援	障がいがある子どもの発達を支援するため、家庭訪問による相談及び支援を行います。	保健相談センター
96	発育発達相談など相談事業の実施	乳幼児健康診査などで、心身の発達がゆるやかと思われる子どもとその保護者を対象に、医師などの専門職による疾病の早期発見や適切な相談支援を行います。 また、保護者が安心して子育てができるよう、保健相談センターでの相談機能を充実します。	保健相談センター
97	福祉幼児教室（つくしんぼ教室）の充実	心身の発達がややゆるやかな子どもとその保護者を対象に、子どもの発達とよりよい親子関係の形成を支援する教室を開催します。 また、教室の事業内容を充実します。	子ども福祉課
98	保育所（園）や学童保育室などでの障がい児受け入れ体制の整備	障がいや発達に遅れのみられる幼児や児童を対象に、加配保育士等を配置するなど、保育所（園）や学童保育室などでの受け入れ体制を整備します。	子ども福祉課
99	心身障がい児通園奨励費補助金の助成	知的障がい児通園施設や特別支援学校に通園・通学している障がい児の保護者を対象に、通園・通学を奨励するため、保護者の経済的負担を軽減します。	社会福祉課
100	補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付・貸与	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児（者）を対象に、自立を支援するため、補装具の交付や日常生活用具の給付・貸与を行います。	社会福祉課
101	障がい児福祉手当の支給	在宅の重度障がい児を対象に、福祉の増進を図るため、手当を支給します。	社会福祉課
102	障がい児のためのショートステイの実施	保護者が病気などを理由に一時的に介護できなくなった場合に、障がいのある子どもを短期的に障がい者施設等に入所できる事業を実施します。	社会福祉課
103	障がい児のためのホームヘルプサービスの実施	障がいのある子どもを対象に、健全で安らかな生活が送れるよう、障がい児の家庭にヘルパーを派遣します。	社会福祉課
104	障がい児（者）生活サポート事業の実施	在宅の身体障がい者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい児（者）を対象に、障がい児の福祉の向上と介護者の負担軽減を図るため、市に登録された民間サービス団体を利用し、介護人の派遣等を行います。	社会福祉課
105	児童デイサービスの実施	療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められた児童について、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	社会福祉課
106	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障がい児（者）について、外出のための支援を行います。	社会福祉課
107	日中一時支援事業の実施	障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息の確保を行います。	社会福祉課
108	障がい児（者）のための医療費の助成	重度心身障がい児（者）を対象に、障がい児の保健と福祉の向上を図るため、医療費の助成を行います。	保険年金課
109	障がいについての理解を促すための市民への啓発	市民に対し、障がい者に対する「心の壁」を取り除くため、市の広報等を活用し、「障がい者の日」を周知するなど啓発を行います。	社会福祉課
110	福祉スポーツ大会の開催	スポーツなどを通じて、障がい児（者）相互、あるいは障がいのない人との交流が促進されるよう、スポーツ大会を開催します。	（社会福祉協議会）
111	小・中学校での福祉教育の実施	小・中学生を対象に、社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるため、地域や老人福祉施設、障がい児（者）施設、特別支援学校との交流を行います。	学校教育課

基本目標 4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

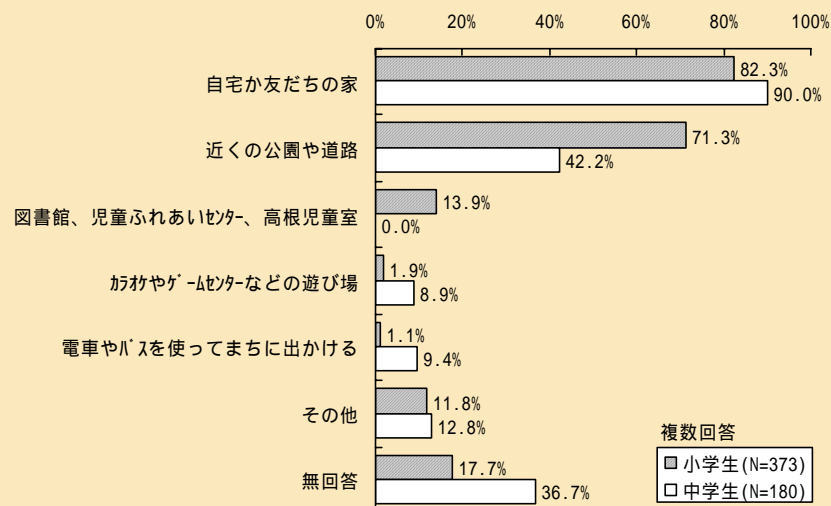
基本施策 4 - 1 子どもの遊びへの支援

子どもの居場所の確保

遊びは子どもたちにとって大きな楽しみであり、自然や友だちとふれあいながら遊ぶことで、地域の中で子ども同士の仲間意識や社会性の基礎が形成され、児童健全育成において重要な意味をもっています。

また、地域の協力を得て、スポーツや文化活動等を目的とした放課後における子どもの居場所づくりも必要です。

放課後の居場所（日高市小中学生アンケート調査より）



放課後の過ごし方として、ひとりや友だちと遊んでいると答えた子どもの居場所は、自宅か友だちの家、近くの公園や道路が多くなっています。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

子どもの遊び場について

子どもが遊べる公園を増やしてほしい。

遊具など既存の公園の整備を充実してほしい。

4 - 1 - (1) 身近で魅力ある遊び場の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
112	既存公園（都市公園、ちびっ子広場、子ども広場、田波目ふれあい広場、巾着田及びふれあい広場、総合公園）の充実	子どもやその保護者が、子どもの年齢に応じて、安全で快適に楽しく過ごせる場を提供するために、公園などを維持管理します。 また、利用者の参画による維持管理を検討するなど事業内容を充実します。	環境課 産業振興課 子ども福祉課 都市計画課 生涯学習課
113	巾着田及びふれあい広場を活用した多様な交流事業の充実	子どもとその保護者が、日高の自然や季節を感じられる機会を提供するために、広場等を維持管理します。 また、自然体験を通じ、市内外の親子同士の交流事業の実施を検討するなど事業内容を充実します。	産業振興課
114	児童遊園地遊具整備事業の実施	地域からの要望に応じて設置した、公園等の敷地内にある児童遊園地遊具の維持管理等を行います。	(社会福祉協議会)

4 - 1 - (2) 子どもの居場所の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
115	放課後子ども教室の実施	小学生を対象に、放課後の学校施設を利用して、地域のボランティア指導員によるスポーツや伝承遊び、工作などを通じ、地域との交流を図ります。 また、教室が全地域に広がるよう支援します。	生涯学習課



基本施策4 - 2 多様な体験機会の確保

多様な体験機会

子どもの自主性や豊かな心、健やかな体の育成は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代の社会を担う子どもが、個性豊かに生きる力を身につけるためのさまざまな取り組みが求められています。

4 - 2 - (1) 地域活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
116	地域活動・ボランティア活動の推進	小・中学生を対象に、社会性や思いやりの心を育むため、子どもたちがボランティアとして地域活動や公民館活動に参加できるよう事業実施に努めます。	公民館
117	ひ・まわり探検隊事業の実施	小学生の夏季休業にあわせ、スタンプラリーや体験教室など、さまざまな体験を通じて、日高市について学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
118	ジュニアリーダー候補生研修の実施	ジュニアリーダーを養成するため、小学5・6年生を対象に、レクリエーションや野外活動の講習を行い、行動力や指導力を養います。	生涯学習課
119	民間活力による青少年対策促進事業の実施	「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に、地域、家庭、青少年関係団体等が互いに連携し一体となり、多くの市民が参加する青少年育成のための活動を展開します。また青少年関係団体を支援します。	生涯学習課
120	日高市民まつりの開催	「ふるさと日高、元気な日高」を創出するため、日高の産業に親子で親しみ、楽しめるイベントを開催します。	産業振興課
121	あいあいまつりの充実	総合福祉センターにおいて、福祉ボランティア団体による出店や活動PR、フリーマーケット、また、子ども向けアトラクションを行い、親子で楽しめる福祉・ボランティアの祭典を行います。	(社会福祉協議会)

4 - 2 - (2) 文化・芸術活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
122	「布の絵本」事業の実施	すべての子どもたちのために視覚や触覚により多角的に学べるように、ボランティア団体が作成した布の絵本を、貸出や学校訪問などで使用できるよう整備します。	図書館
123	本との出会い・読書ふれあい事業の実施	図書館が中心となり、ボランティアや学校と協力して「おはなしポケット」「チムチムくらぶ」「かがくあそび」、また、学校を訪問しての「おはなし会」「ブックトーク(本の紹介)」の講座を実施します。	図書館
124	図書館での子ども映画会などの開催	親子で楽しめる内容の映画を上映する子ども映画会を開催します。また、上映した映画の原作本を紹介するなど、読書活動の推進に努めます。	図書館
125	親子ふれあいコンサートの開催	生演奏のクラシックコンサートを親子で鑑賞することで、家族のコミュニケーションを深めるとともに、子どもたちの情操を育むことを目的に、コンサートを開催します。	生涯学習課
126	子ども俳句展の開催	小学生を対象に、夏季休業を活用して子どもたちに俳句を詠んでもらい、優秀作品を俳句展において展示します。 また、優秀作品を印刷し、来場者等に配布します。	生涯学習課

4 - 2 - (3) スポーツ・レクリエーション活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
127	各種スポーツ教室の開催	小学生以上を対象に、市体育協会に登録する団体に委託し、水泳教室などの各種スポーツ教室の開催を支援します。	生涯学習課
128	各種スポーツイベントの開催	中学生以上を対象に、ソフトバレーボール大会などを通じ、健康・体力づくりを支援します。また、「日高かわせみマラソン大会」など親子でスポーツに親しめるイベントの開催を支援します。	生涯学習課
129	市民プール開故事業の実施	小・中学校の夏季休業にあわせ、中学生以下は無料で利用できる市民プールを開放します。	生涯学習課
130	スポーツ少年団の育成	小学生の健康と体力の増進などを図るため、各種スポーツの指導を行う団体を育成します。	生涯学習課

4 - 2 - (4) 自然・環境活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
131	節水や水の再利用の啓発及び普及	小学生を対象に、水道施設の見学を受け入れ、節水や水の再利用思想の普及を図ります。	水道課
132	生活・自然活動体験の充実	小・中学生を対象に、世代間・地域間交流を図り、創造力豊かなたくましい子どもの育成に努めるため、農業体験、合宿通学などの生活体験やさざまな自然体験事業を実施します。	公民館
133	自然観察会における親子参加事業の充実	定例自然観察の中で、夏季休業などに、親子で参加できるようなメニューを組み入れるなど、内容を充実します。	環境課
134	清流保全対策事業の実施	小・中学生を対象に、清流保全意識の啓発を図るため、ポスターを募集し、市民まつり会場及び市役所ロビーなどに展示します。	環境課
135	緑の少年団活動への補助金の助成	小学生以上を対象に、緑の羽根募金活動や埼玉県植樹祭への参加、環境ボランティアの協力による林業体験活動など、緑を守り、育てる活動を支援します。また、活動が市内全地域に発展するよう、周知に努めます。	産業振興課

基本施策4 - 3 特色ある教育の充実

個性を生かす幼児・学校教育と教育相談体制

幼児期は人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえて、家庭や保育所（園）、幼稚園、小・中学校、地域が連携した教育環境の整備や教育相談体制が必要です。

また、次代の社会を担う子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための取り組みが求められています。

特別支援教育

障がいのある子ども及びその親にとって、一人ひとりのニーズに合った適切な学校教育を受けることは重要です。

障がいの状態などに応じて、きめ細かな教育的支援を行うために、各学校等における特別支援体制の充実や、学校生活の中で障がいの有無に関わらず共に生活し、互いに成長しあう環境の整備が求められています。

4 - 3 - (1) 個性を生かす幼児・学校教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
136	AETを活用した国際理解教育の実施	各学校区に1人ずつ、英語を母国語とした外国人の英語指導助手を採用し、小・中学生を対象に、国際理解教育を行います。	学校教育課
137	中学生海外派遣事業の実施	中学生を対象に、海外での生活体験による国際理解を図るため、海外に派遣する事業を実施します。	学校教育課
138	教育機器等の整備	小・中学生の学習意欲の向上や授業等の円滑な進行を図るため、教育機器等を整備し、社会の変化に対応した教育環境を整備します。	学校教育課
139	学校施設等利用促進事業の実施	余裕教室などの施設を、地域住民が有効活用し、学校と地域との交流、連携を図ります。	教育総務課
140	教育の情報化の推進	小・中学生を対象に、情報教育の推進を図るため、各学校のコンピュータ教室の施設や教育内容を充実します。 また、地域のボランティアによる指導者の確保を検討します。	学校教育課
141	保育所（園）、幼稚園の情報提供	保育や教育内容に関するパンフレットを配布し、情報を提供します。	子ども福祉課

4 - 3 - (2) 教育相談の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
142	ふれあい相談員やスクールカウンセラーによる相談の実施	小・中学生とその保護者、教員を対象に、教育相談を行います。 また、専門的知識を持つスクールカウンセラーによる相談を行います。	学校教育課
143	教育相談室での教育相談の実施	教育相談員が保護者や教員の相談にあたり、問題解決に必要な指導や助言を行います。	学校教育課
144	学校適応指導教室「ユリイカ」での支援	教育指導員により、不登校児童・生徒の適応指導に関わる相談と援助等を行います。	学校教育課

4 - 3 - (3) 特別支援教育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
145	就学支援事業の実施	就学予定の障がいのある幼児や小・中学生の保護者を対象に、就学についての指導や相談を行います。	学校教育課
146	特別支援学級の設置	小・中学校に通う障がいのある児童生徒を対象に、一人ひとりに合った適切な教育を推進する学級を設置します。 また、通常の学級に通う児童生徒との交流の機会の確保に努めます。	学校教育課



基本施策4 - 4 次代の親の育成

いのちの大切さと生きる力を学ぶ機会

次代の社会を担う子どもたちが、生命の神秘さや尊さを学べるように乳幼児や妊産婦とふれあう機会や、社会の一員として自立できるように、将来の望ましい勤労観や夢が持てるような教育が必要です。

家庭や地域の教育力

核家族化や地域的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会環境の変化から、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭の教育力を向上させるためには、親が学びや経験を通じて、親として育つよう支援することが重要です。

このために、子育てサービスや子育て情報の提供、子育て相談等の機会を利用した、子育て講座などの学習機会の提供が必要です。

有害環境対策

書籍やテレビ、ビデオ、ウェブサイトにおける性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット上のいじめ等は、子どもたちにとって悪影響を与えると懸念されています。

また、これらは子どもたちの携帯電話やインターネット等の普及により容易に閲覧できる状況にあります。

このため、携帯電話及びインターネット等におけるフィルタリングや各種サービスの普及促進に努めることが必要です。

4 - 4 - (1) いのちを大切にできる機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
147	小・中学生と乳幼児とのふれあい体験の実施	次代の親となる小・中学生に対し、いのちの大切さを実感できるよう、乳幼児とふれあう機会をつくります。	学校教育課
148	子どもの心と健康への支援	小児精神保健医療に関する情報の提供を行うなど、子どもの心と健康への支援を行います。	保健相談センター
149	学校人権教育推進事業の実施	学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。	学校教育課

4 - 4 - (2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
150	中学生職場体験事業の実施	中学生を対象に、将来の進路選択の参考となるよう、市内の農家や商店、工場、企業、公共施設においてさまざまな職場体験活動を行います。	学校教育課

4 - 4 - (3) 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
151	幼児家庭教育学級の充実	幼児の保護者を対象に、家庭での教育のあり方や子どもへの接し方を学ぶ機会を提供します。また、参加者同士の交流から、子育てに役立つ情報を交換し合えるよう、支援内容を充実します。	公民館
152	小・中学校家庭教育学級の開催	小・中学生の保護者を対象に、学童期の子どもの発達や思春期の子どもたちが抱える悩みや不安などを理解し対応するための学習機会の提供を図ります。	公民館
153	社会教育指導員の配置	子育て中の保護者やPTAなどの社会教育関係団体を対象に、家庭教育や人権教育を行う専門的知識を持った指導者を配置します。	生涯学習課

4 - 4 - (4) 有害環境対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
154	非行防止対策の推進	中学校や日高高等学校の生徒を対象に、青少年育成日高市民会議等の協力により、薬物乱用防止キャンペーンや啓発リーフレットを配布するなど非行の防止に努めます。	生涯学習課
155	青少年に有害な環境対策の推進	青少年育成日高市民会議等の協力のもと、青少年に有害なピア等の排除や非行及び犯罪を未然に防止するために、夜間パトロール等を行います。	生涯学習課
156	インターネット等による有害情報へのアクセス防止	各学校とNPO法人が連携をし、児童生徒・保護者に有害情報へのアクセス防止等の指導、情報提供、啓発活動をしします。	学校教育課